

# 一定規模以上の土地の形質の変更時の届出について

富山県生活環境文化部環境保全課

## I 届出の概要

一定規模以上の「土地の形質の変更（※）」を行おうとする場合には、下表のとおり、土壤汚染対策法（以下「土対法」）に基づき知事（富山市内においては富山市長）への届出が必要となります。

（形質変更しようとする土地の区分（下表のA、B、C）に応じ、届出が必要となる面積や、土壤汚染状況調査の要否が異なりますので、ご注意ください。）

※ 「土地の形質の変更」とは…いわゆる切土・盛土のほか、基礎掘起しに伴う周囲の土壤の除去、土壤の仮置き・堆積、砂利敷き、アスファルト舗装の撤去に伴う路盤材（砂利）の除去、地盤改良、杭打ち、鋼矢板打設など「原地盤の形状または性質を変更させる行為全般」をいいます。

【表】土地の形質を変更しようとする場合の土対法に基づく届出

土地の区分		届出が必要となる形質変更の規模	届出の根拠規定	届出義務者	届出時期	土壤汚染状況調査
A <sup>注</sup>	土対法第3条第1項ただし書の確認（調査義務の一次的免除）を受けている土地	形質変更しようとする土地の面積(※1)が合計900m <sup>2</sup> 以上	土対法第3条第7項	土地の所有者等	あらかじめ（ <u>土壤汚染状況調査の実施と県への報告が必要</u> なため、 <u>着手まで充分な余裕をみて届出</u> してください。）	<b>必要</b> （土対法第3条第8項の <u>調査命令が必ず発出</u> されます。）
B <sup>注</sup>	A以外の土地で、次の①②のいずれかに該当する土地 ① 現に水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地 ② 使用を廃止した有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地	形質変更しようとする土地の面積(※1)が合計900m <sup>2</sup> 以上	土対法第4条第1項	土地の形質を変更しようとする者 （例：開発業者、発注者等）	形質変更着手の30日前まで	有害物質の履歴がある場合は調査命令の対象（ <u>汚染のおそれがある土地の基準(※2)に該当する場合、土地所有者等に対する土対法第4条第3項の調査命令の対象</u> となります。）
C <sup>注</sup>	A、B以外の土地 （例：水田など）	形質変更しようとする土地の面積(※1)が合計3,000m <sup>2</sup> 以上	届出にあたっては、 <u>調査命令の可能性</u> があることについて、 <u>事前に土地所有者等に十分な説明</u> を行ってください。			

※1 【対象となる土地の面積について】

工区や敷地が異なるなど形質変更行為が複数に分かれていても、同一の事業計画や目的の下で行われ、時間的近接性や実施主体等を総合的に判断して一体と見なせる場合は、面積を合計します。

【注】複数の区分の土地をまたぐ形質変更(AとB、BとCなど)の場合はご相談ください。

※2 【汚染のおそれがある土地の基準について】

次の(1)から(5)のいずれかに該当する場合は、土対法第4条第3項の調査命令の対象となります。(土対法施行規則第26条)

- (1) 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地であること。
- (2) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。
- (3) 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。(例：特定有害物質を使用等する施設や特定有害物質が流れる配管等が存在した土地の区域など)
- (4) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。(例：ガソリンスタンド、生コンクリート製造用のバッチャープラント等が設置されていた事業場の敷地など)
- (5) 上記(2)、(3)、(4)に掲げる土地と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないおそれがある土地であること。

【注】形質変更を行おうとする土地の合計面積が一定規模以上（A、B：900m<sup>2</sup>以上、C：3,000m<sup>2</sup>以上）であっても、次の場合には、届出の対象外となります。

・ Aの場合（土対法施行規則第21条の4）

①②③のいずれか一つに当てはまる場合

① 次の3つの条件を全て満たす形質変更

- (ア) 形質変更しようとする土地の区域外への土壌の搬出がないこと
- (イ) 形質変更に伴う土壌の飛散・流出がないこと
- (ウ) 形質変更の深さが全て50cm未満であること

② 鉱山関係の土地（土対法施行規則第16条第3項第3号に掲げる土地）の形質変更

③ 非常災害のために必要な応急措置として行われる形質変更

・ B、Cの場合（土対法施行規則第25条）

①から⑥のいずれか一つに当てはまる場合

① 次の3つの条件を全て満たす形質変更

- (ア) 形質変更しようとする土地の区域外への土壌の搬出がないこと
- (イ) 形質変更に伴う土壌の飛散・流出がないこと
- (ウ) 形質変更の深さが全て50cm未満であること

② 鉱山関係の土地（土対法施行規則第16条第3項第3号に掲げる土地）の形質変更

③ 農業を営むために通常行われる行為（例：耕起、収穫等農地等で農業者によって日常的に反復継続して行われる軽易な行為）であって、区域外への土壌の搬出がない形質変更

④ 林業の用に供する作業路網の整備であって、区域外への土壌の搬出がない形質変更

⑤ 基準不適合土壌が存在するおそれがない等として知事が指定した土地の形質変更（※現在、該当する土地はありません。）

⑥ 非常災害のために必要な応急措置として行われる形質変更

## II 届出の詳細

### 1 届出義務者

#### ・ **A**の場合

届出義務者は「土対法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の所有者等」となります。

#### ・ **B**、**C**の場合

届出義務者は「土地の形質の変更をしようとする者」となります。

具体的には、形質変更の施行に関する計画の内容を決定する者になり、土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当します。また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なりますが、一般的には発注者が該当すると考えられます。

### 2 届出の際の添付図面及び書類

届出の際には、所定の届出様式（様式第六）に添えて、次の図面や書類を添付する必要があります。

なお、用紙の大きさは、指定様式はA4、添付図面等は可能な限りA4としますが、A4に収まらないものは折りたたみA4となるようにしてください。

提出部数は1部です。（※提出分とは別に控えを作成し、保管しておいてください。）

#### 【添付書類】

#### ① 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図《**A**、**B**、**C**共通》

土地の形質の変更が行われる範囲と面積、形質変更の深さ・高さ（掘削深さ、盛土高さ等）を明示した図面であって、形質変更の方法（掘削と盛土など）ごとに対象となる土地の区域を色分けし、区別して表示しているもの。

#### ② 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面《**B**、**C**の場合のみ》

土壤汚染状況調査が必要となった場合に、調査命令を発出するため、現在の土地所有者等とその所在が分かる書類を添付してください。

具体的には、以下の書類（コピー可）が該当します。

- ・ 登記事項証明書及び公図の写し
- ・ （登記事項証明書の記載が、土地所有者等の現在の所在と異なる場合）土地の売買契約書や土地の形質変更の工事における請負契約書又は同意書などで、現在の土地所有者等の所在が記載されているもの

※ 届出にあたっては、調査命令が発出される可能性があることについて、事前に土地所有者等に十分な説明を行ってください。

#### ③ 当該土地の利用履歴等に関する書類《**A**、**B**、**C**共通》

土地の利用履歴や使用等された特定有害物質の有無について、把握できる情報を添付してください。

様式は自由であり、地権者からの聞き取り情報や過去の地図、航空写真など土地の利用履歴がわかる情報を添付してください。

④ その他 《A、B、C共通》

付近見取図など届出の参考となる資料を添付してください。

### 3 届出時期

Aの場合：土地の形質の変更をする前にあらかじめ届出ることが必要です。

なお、Aの場合には、土対法第3条第8項の調査命令が必ず発出されるため、届出の後に行う調査や行政手続き等に相当の期間を要することを想定して、土地の形質変更の着手予定日より充分前に届出を行ってください。

B、Cの場合：土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届出ることが必要です。

なお、着手する日とは、土地の形質の変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為を含みません。

### 4 届出先及び届出部数

#### (1) 富山市以外の区域

富山市以外の区域で行われる土地の形質変更の届出先は県環境保全課となります。

① 届出先 〒930-0005 富山市新桜町5-3 (第2富山電気ビルディング8階)  
富山県 環境保全課 指導係  
TEL 076-444-3144 FAX 076-444-3481

② 届出部数 1部 (※別に控えを作成し、保管しておいてください。)

#### (2) 富山市内の区域

富山市内で行われる土地の形質変更の届出先は富山市環境保全課となります。

富山市への届出の詳細については、富山市環境保全課にご確認ください。

富山市 環境保全課 富山市新桜町7-38 TEL 076-443-2086

※ (1)(2)の区域をまたいで行われる土地の形質変更の場合は、県及び富山市の両方に同内容の届出を提出することになります。

### 5 調査命令

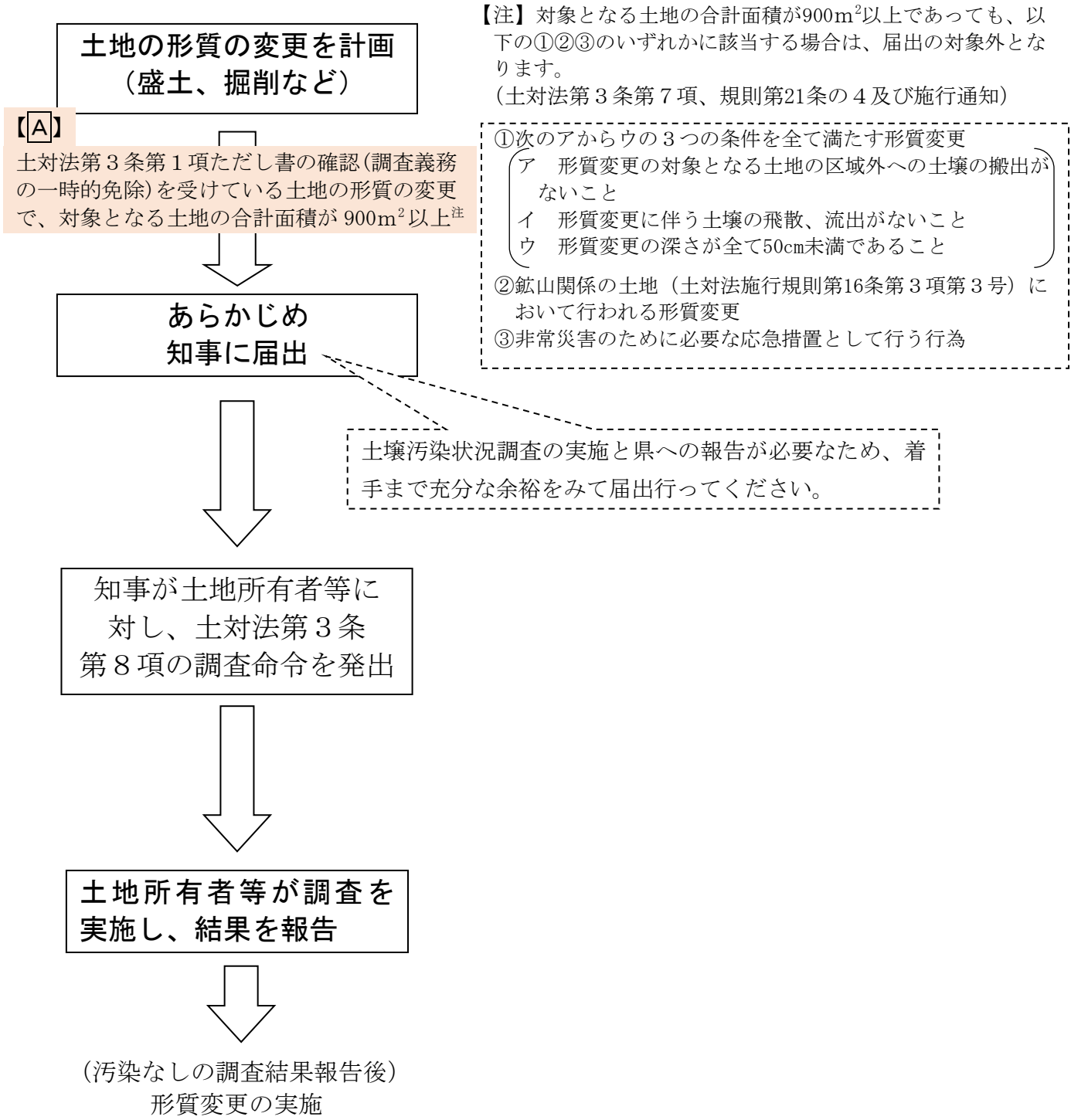
・Aの場合：土対法では、知事がAの届出を受けた場合、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関により調査させてその結果を報告すべき旨を命ずることが定められています\*。(土対法第3条第8項の調査命令が必ず発出されます。)

・B、Cの場合：土対法では、知事がB、Cの届出を受けた場合、その土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令(土対法施行規則第26条)で定める基準に該当すると認めるときは、その土地の所有者等に対し、土壌汚染状況調査の実施及び結果を報告すべきことを命ずることができる旨が定められています\*。(有害物質の履歴のある土地の場合、土対法第4条第3項の調査命令が発出されます。)

※ 届出から調査命令までの手続きの流れについては、別図届出フローを参照ください。

# 一定の規模以上の土地の形質の変更時の届出フロー A

**【土壌汚染対策法第3条第7項】**  
 (土対法第3条) 第1項ただし書の確認に係る土地の所有者等は、当該確認に係る土地について、土地の掘削その他の土地の形質の変更(以下「土地の形質の変更」という。)をし、又はさせるときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。



# 一定の規模以上の土地の形質の変更時の届出フロー 《B》、《C》

## 【土壌汚染対策法第4条第1項】

土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という）であって、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届けなければならない。

土地の形質の変更を計画  
(盛土、掘削など)

【B】

【A】以外の土地であって、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地等の形質の変更で、対象となる土地の合計面積が900m<sup>2</sup>以上<sup>注</sup>

【C】

【A】、【B】以外の土地の形質変更で対象となる土地の合計面積が3,000m<sup>2</sup>以上<sup>注</sup>

着手30日前までに  
知事に届出

調査命令が発出される可能性について、届出の前に土地所有者等に十分な説明を行ってください。

土壌汚染のおそれがある  
土地の基準への該当性  
について判断

汚染のおそれがある土地の基準(※)のいずれか一つでも該当する場合

汚染のおそれがある土地の基準(※)のいずれにも該当しない場合

※汚染のおそれがある土地の基準  
(土対法施行規則第26条)

①から⑤のいずれかに該当する場合は、土対法第4条第3項の調査命令の対象となります。

知事が土地所有者等に対し、土対法第4条第3項の調査命令を発出

形質変更の実施

土地所有者等が調査を実施し、結果を報告

(汚染なしの調査結果報告後)  
形質変更の実施

【注】対象となる土地の合計面積が【B】900m<sup>2</sup>以上、【C】3,000m<sup>2</sup>以上であっても、以下の①から⑥のいずれかに該当する場合は、届出の対象外となります。  
(土対法第4条第1項、施行規則第25条及び施行通知)

- ① 次のアからウの3つの条件を全て満たす形質変更
  - ア 形質変更の対象となる土地の区域外への土壌の搬出がないこと
  - イ 形質変更に伴う土壌の飛散、流出がないこと
  - ウ 形質変更の深さが全て50cm未満であること
- ② 農業を営むために通常行われる行為（例：耕起、収穫等農地等で農業者によって日常的に反復継続して行われる軽易な行為）であって、区域外への土壌の搬出がない形質変更
- ③ 林業の用に供する作業路網の整備であって、区域外への土壌の搬出がない形質変更
- ④ 鉱山関係の土地（土対法施行規則第16条第3項第3号）において行われる形質変更
- ⑤ 基準不適合土壌が存在するおそれがない等として知事が指定した土地の形質変更（※現在、該当する土地はありません。）
- ⑥ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

- ① 特定有害物質による汚染が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地
- ② 特定有害物質が埋められ、飛散し、流出し、地下に浸透していた土地
- ③ 特定有害物質を製造・使用・処理していた土地
- ④ 特定有害物質又は特定有害物質を含む個体若しくは液体を貯蔵・保管する施設に係る工場又は事業場の敷地である（であった）土地
- ⑤ ②～④の土地と同等程度に土壌の汚染状況が基準に適合しないおそれがある土地

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

富山県知事 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法第3条第7項  
第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、  
次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地		
土地の形質の変更の場所		
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ		
土地の形質の変更の着手予定日		
法第3条第1項の ただし書の確認を 受けた土地において 法第3条第7項 の規定による土地 の形質の変更をする 場合	工場又は事業場の 名称	
	工場又は事業場の 敷地であった土地 の所在地	
現に有害物質使用 特定施設等が設置 されている工場又 は事業場の敷地に おいて法第4条第 1項の規定による 土地の形質の変更 をする場合	有害物質使用特定 施設が設置されて いる工場又は事業 場の名称	
	有害物質使用特定 施設の種類の	
	有害物質使用特定 施設の設置場所	
	特定有害物質の種 類	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

# 記入例《A》

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

土壤汚染状況調査の実施と県への報告が必要なため、着手まで十分な余裕をみて届出を行ってください。

土地の形質の変更を行う土地の所在地（地番）を記入してください。地番が複数の筆にわたる場合は、省略せずに全ての地番を記入してください。

なお、地番が多すぎてこの欄に記入できない場合、下の例のように書き、別紙として全ての地番を記入した一覧表を添付してください。

例 ○○市○○町○丁目○番○ 外○筆

規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

届出者 富山県○○市○○町○丁目○番○号  
○○○○株式会社  
代表取締役 ○○ ○○

土壤汚染対策法 第3条第7項 第4条第1項の規定による一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	○○市○○町○丁目 ○番○、△番△、□番□…
土地の形質の変更の場所	別図○のとおり
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	○○, ○○○m <sup>2</sup> 〔うち 掘削 ○, ○○○m <sup>2</sup> (最大深さ ○m) 盛土 ○, ○○○m <sup>2</sup> 〕 詳細別図○のとおり
土地の形質の変更の着手予定日	○○年○○月○○日
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称 ○○株式会社○○工場
	工場又は事業場の敷地であった土地の所在地 ○○市○○町○丁目 ○番○、△番△、□番□…
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称
	有害物質使用特定施設の種類の種類
	有害物質使用特定施設の設置場所
特定有害物質の種類	

添付書類の「土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図、断面図」（図面に番号を付けてください。）

土地の形質の変更を行う部分の面積を記入してください。また、掘削及び盛土部分の面積を内数として明記してください。

最初に土地の形質の変更を行う日を記入してください。

法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地の所在地（地番）を記入してください。地番が複数の筆にわたる場合は、省略せずに全ての地番を記入してください。

なお、地番が多すぎてこの欄に記入できない場合、下の例のように書き、別紙として全ての地番を記入した一覧表を添付してください。

例 ○○市○○町○丁目○番○ 外○筆

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



記入例《B、C》

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

規模以上の土地の形質の変更届出書

土地の形質の変更を行う土地の所在地（地番）を記入してください。地番が複数の筆にわたる場合は、省略せずに全ての地番を記入してください。なお、地番が多すぎてこの欄に記入できない場合、下の例のように書き、別紙として全ての地番を記入した一覧表を添付してください。  
例 ○○市○○町○丁目○番○ 外○筆

提出日を記入してください。着手予定日の30日前までに届出が必要です。

年 月 日

届出者 富山県○○市○○町○丁目○番○号  
○○○○株式会社  
代表取締役 ○○ ○○

第3条第7項、第4条第1項の規定による一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	○○市○○町○丁目 ○番○、△番△、□番□…
土地の形質の変更の場所	別図○のとおり <i>添付書類の「土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図、断面図」（図面に番号を付けてください。）</i>
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	○○, ○○○m <sup>2</sup> 〔うち 掘削 ○, ○○○m <sup>2</sup> （最大深さ ○m） 盛土 ○, ○○○m <sup>2</sup> 〕 詳細別図○のとおり <i>土地の形質の変更を行う部分の面積を記入してください。また、掘削及び盛土部分の面積を内数として明記してください。</i>
土地の形質の変更の着手予定日	○○年○○月○○日 <i>最初に土地の形質の変更を行う日を記入してください。</i>
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称 工場又は事業場の敷地であった土地の所在地
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称 ○○株式会社○○工場
	有害物質使用特定施設の種類の種類 65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 66号 電気めっき施設
	有害物質使用特定施設の設置場所 別図○のとおり <i>【B】の場合のみ記入 （貴工場・事業場に設置されている水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設及びその施設において使用されている特定有害物質の種類を記入してください。 ※【C】の場合は記入不要です。）</i>
特定有害物質の種類	シアン化合物 六価クロム化合物 ふっ素及びその化合物

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。